

令和8年3月 新規高等学校卒業予定者を対象とした 求人申込手続きについて

富山公共職業安定所
富山新卒応援ハローワーク



動画視聴にあたって

参考資料について

- ・本動画で使用している参考資料は、富山新卒応援ハローワーク（富山労働局内）のHPでダウンロードが可能です。

動画視聴後は、
「求人ハンドブック」の該当ページもご確認ください



参考資料一覧

< 高卒求人申込方法にかかる資料 > ・ ・ ・ 求人申込を行う際には必ずご確認ください

- * 「求人者マイページ」から申し込む場合
- * 過去3年度の高卒求人票に変更点を朱書きで訂正し、申し込む場合
- * 高卒求人申込書（筆記式）を記載し、申し込む場合
- * 高卒求人提出の際は、パソコン入力による履歴書作成の可否を記載してください NEW！

< 高卒求人申込関係様式 > ・ ・ ・ 必要書類を作成してください

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| * 高卒求人申込書 | * 事業所情報追加登録様式 |
| * 応募前職場見学実施予定表 | * 固定残業代計算補助シート |
| * 新規学校卒業予定者対象求人募集終了報告書 | |
| * 「求人者マイページ」を通して高卒求人を申込される場合の注意 | |



<公正採用選考にかかる周知・協力依頼関係資料>

- * 高校生に対する職業意識形成事業にかかるご協力のお願い
 - ・裏面の「高校1，2年生を対象としたインターンシップや職場受け入れに関するアンケート」にご協力ください
- * 公正な採用選考について
- * 高卒求人を提出された事業主の皆さまへ 高等学校進路指導主事、生徒からの声（お願い）
- * 新規学卒者の採用選考に関するアンケート調査

<事業主向け周知リーフレット関係資料>

- * 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください
- * 求人企業の皆さまへ 改正職業安定法（求人不受理）について
- * 若者の募集・採用等に関する指針
- * 採用活動にユースエール、使ってる？

富山労働局ホームページ>新卒応援ハローワーク>事業主の皆さまへ>のページからダウンロードが可能です。



説明内容

1 新規高等学校卒業予定者の募集・採用についての流れ

- ・ 求人申込～選考開始等
- ・ 年間スケジュールの概要説明

2 求人申し込み方法

- ・ 求人の申し込み方法（求人者マイページ、窓口、郵送による書類提出）
- ・ 提出書類の説明
- ・ 文書募集について

3 採用活動における注意点

- ・ 採用活動の基本的な考え方
- ・ 採用内定取消し並びに入職時期繰下げに関する取扱いについて
- ・ 募集の中止および人員の削減について
- ・ 採用時の健康診断
- ・ 高等学校進路指導主事、生徒からの声（お願い）



新規高等学校卒業予定者の募集・採用についての流れ

高卒採用活動の流れは次の（１）～（５）のとおりです。
なお、詳細については、冊子「求人ハンドブック」もご確認ください。

（１）事業所管轄ハローワークへ高卒求人申込を行う。（求人申込開始 6 / 1 ～）

- * 求人申込は人事権（採用権）のある事業所単位で行います。
- * 求人申込は職種ごとに行ってください。
- * 「若干名」「○人程度」等不明確な表現は避け、採用人数は明確にしてください。
- * 曖昧な採用計画による内定取消、募集の中止、募集人員の削減などがないよう、的確な採用計画を立ててください。やむを得ず募集中止や募集人員の削減を行う場合は、ハローワーク及び学校に届出が必要です。



(2) ハローワークにて申込の内容が適正であることの確認（高卒求人票への安定所確認印の押印）を行い、求人票を事業主に交付します。

* 求人票の交付時期は 7 / 1 以降となります。

* 6 / 1 3 までに申込をいただいた高卒求人については、7 / 1 に窓口交付または 7 / 1 付発送の郵送送付が可能です。

6 / 1 4 以降に申込をいただいた高卒求人は、7 / 1 に求人票交付はできませんのでご了承ください。



(3) 学校に対して推薦依頼を行う場合は、事業主が高校に高卒求人票（写）を提出する（7 / 1 ～開始）

* ハローワーク確認印の押印された高卒求人票のコピーを学校に提出してください。

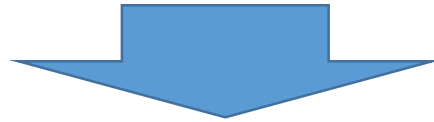
* 求人者マイページから印刷した高卒求人票は、確認印の押印がないため、使用できません。

* 学校訪問により高卒求人票（写）を提出する場合は、必ず事前に学校へ連絡をとり、平日に訪問されるようご配慮ください。



(4) 高校卒業予定者の推薦受付開始は 9 / 5 以降、選考開始は 9 / 1 6 以降

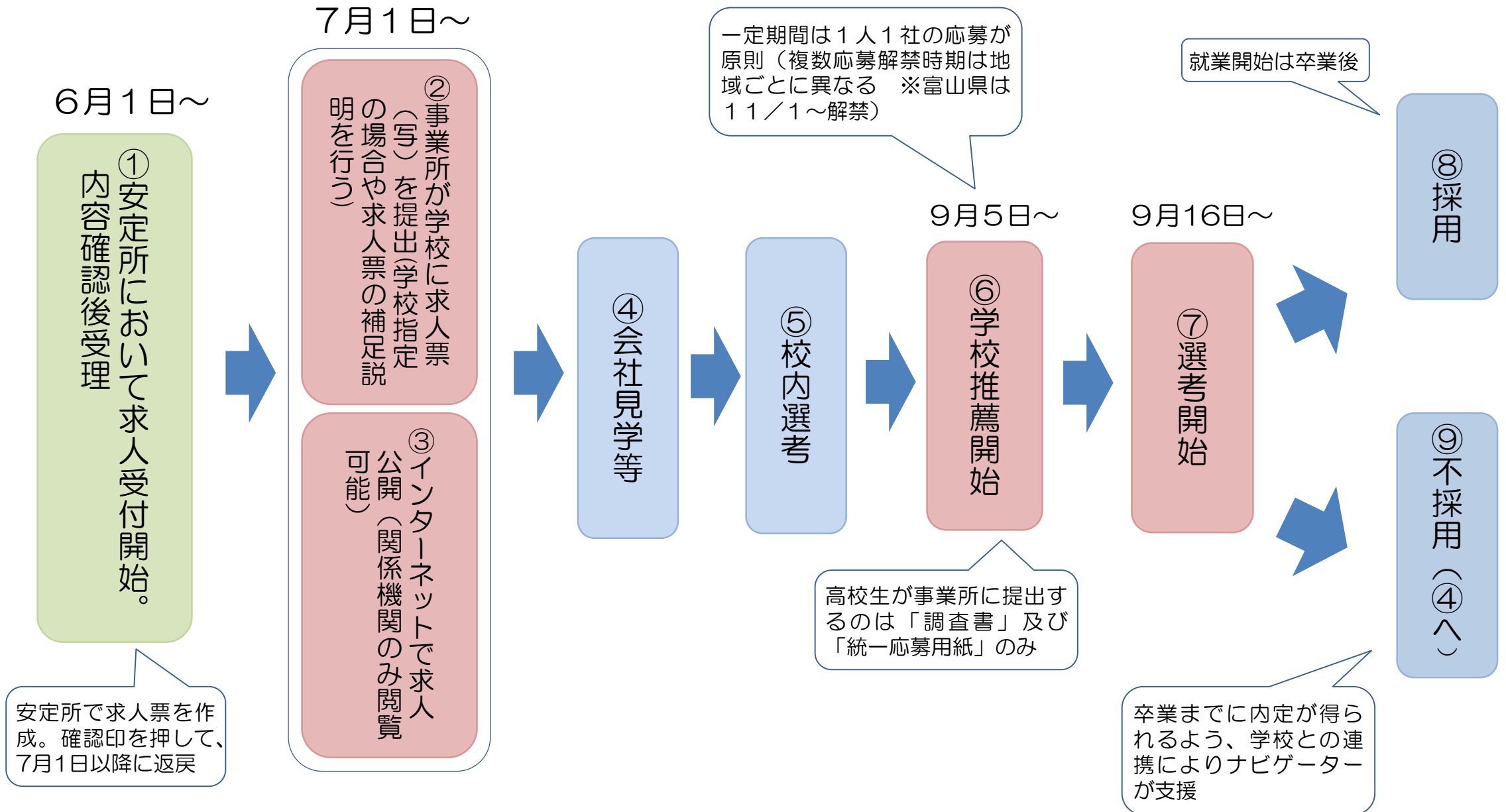
- * 早期選考の防止のために期日が定められていますので、厳守してください。
- * 学校から推薦があった場合には、できるだけ早く学校に対して採用選考日の連絡を行ってください。
また、選考後は早急に選考結果を学校へ連絡してください。
- * 面接にあたっては、生徒の基本的人権を尊重し、本籍、親の職業や家庭状況、思想・信条など本人に責任のない事項や、本来自由であるべき事項を質問しないでください。



(5) 求人が充足した場合には、「新規学校卒業予定者対象求人 募集終了報告書」によりハローワークへご連絡ください。



高校生の就職活動の流れ



求人申込方法

求人の申込方法につきましては、以下の3通りとなります。

① 「ハローワークインターネットサービス」の「求人者マイページ」を通じて申込を行う

- * 「求人者マイページ」を開設した事業所については、「ハローワークインターネットサービス」を通じて過去の高卒求人票を転用して申込が可能です。
また、令和2年1月以降に提出した一般求人や大卒求人の求人票のデータを転用して、求人申込を行うことも可能です。

求人者マイページを開設済み、また過去にマイページを通じて申込をされたことのある事業所は、手続きをスムーズに進めるために①の方法による高卒求人の提出についてご協力をお願いします。



② 過去3年度に提出した高卒求人票（写）をベースに高卒求人の申込を行う方法

- * 「過去に提出した高卒求人票（写）」に変更部分を赤字で記入し、提出してください。
過去の高卒求人票を紛失された場合にも富山新卒応援ハローワークまでご連絡ください。

③ 「高卒求人申込書」に求人内容を記入して高卒求人の申込を行う方法

- * 原則、「求人者マイページ」による申込を行ってください。
過去3年度の高卒求人申込がない場合や、インターネットの利用環境がないためマイページの利用ができない場合は「高卒求人申込書（紙）」による求人申込も可能です。
「高卒求人申込書」の記載方法については、「求人ハンドブック」（P21）の記載例をご確認ください。
（「高卒求人申込書」は「職種ごと」の作成が必要です。また、紙による求人申込をされた場合は「求人者マイページ」を通して申込をされた場合より作成に時間がかかります。）



○文書募集について（ハンドブックP47）

採用予定人員、採用予定者に係る初任給その他労働条件、選考期日・場所・方法、応募書類等の募集・採用に係る事項を内容とする企業案内書（リーフレット）等を発行することは、文書募集にあたります。

高等学校卒業予定者については、7月1日以降、次の条件をすべて満たす場合に限り行うことができます。

- ① ハローワークの確認を受けた求人票に対するものであること
- ② 求人票記載事項と異なる内容のものでないこと
- ③ 広告等にはハローワーク名及び求人番号を掲載すること
- ④ 応募の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと

※企業案内書は求人票と同じく、ハローワークでの内容確認、及び受理印の押印が必要となります。
作成後は、必ずハローワークへ現物をご提出ください。



採用活動におけるの注意点

○採用活動の基本的な考え方（ハンドブックP64）

採用するにあたっては、人種・信条・性別・社会的身分・門地などの事項による差別はあってはならず、**適性・能力のみを基準として行われることが求められます。**これは、憲法及び職業安定法により保障された基本的人権の趣旨に基づくものです。

事業主の方々が採用選考を進めるにあたっては、

採用計画 → 募集 → 選考 → 採用決定 → 通知 → 承諾 → 入社前準備 → 入社

まで採用選考の流れ全体にわたって「公正な採用選考」が実現できるよう社内体制の整備をお願いします。

- 選考は
- ① **本人の適性・能力が作業遂行能力に適合するかどうか**
 - ② **応募者の基本的人権が尊重される中で行われること**

この2点を基本として選考が実施されなければなりません。



○採用内定取消し並びに入職時期繰下げに関する取扱いについて (ハンドブックP7)

新規学卒者の採用内定取消し及び入社時期繰下げは、対象となった学生とその家族に大きな失望を与えることになります。さらに、内定を受けた学生はその企業を信頼し、他の企業に就職する機会を放棄していることから、本人の将来を左右し、企業における社会的責任は重大です。

○新規学校等卒業者を雇い入れようとする事業所は、次のいずれかに該当することとなった場合は、あらかじめ公共職業安定所長に対しその旨を通知してください。

- ① 新規学卒者の内定期間に、内定を取消、または撤回するとき
〔様式19「新規学校卒業者の採用内定取消し通知書」〕
- ② 新規学卒者について、入職時期を繰下げるとき
〔様式20「新規学校卒業者の入職時期繰下げ通知書」〕

○採用内定取消または入職時期の繰下げを行った事業主に対する次年度における取扱い
内定取消または入職時期の繰下げを行った求人者から、その翌年度に新規学卒者を対象とする求人申込みがあった場合、公共職業安定所では次の措置を講ずることになっています。

- ① 再び採用内定取消等を行うおそれがないことが十分確認されるまで求人は受理しない。
- ② 公表の対象となった事業所からの求人申込については、その事実を記載した上で求人を受理する。



<採用内定取消しを行った企業名の公表について>

学生の適切な職業選択に資するため、厚生労働大臣は、事業主からの通知に係る内定取消しの内容が、次のいずれかに該当する場合は、その内容を公表できるものとしています。

- ① 2年度以上連続して行われたもの
- ② 同一年度内において10名以上の者に対して行われたもの（内定取り消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く）
- ③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに行われたもの
- ④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
 - ・ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき
 - ・ 内定取消しの対象となった新規学卒者の確保に向けた支援を行わなかったとき

学生の円滑な職業選択のために、適切な採用計画の策定、及び実施にご協力をお願いいたします。



○募集の中止および募集人員の削減について（ハンドブックP7）

新規学校卒業者を対象とした募集計画は、就職先を決定する場合の重要な情報であり、募集の中止または募集人員の減少が生じた場合、以下の順番で速やかに関係者に連絡することが必要です。

新規学校卒業者に係る募集の中止・募集人員の削減通知書

①ハローワークへの事前通知

募集中止、人員の削減が生じた場合は右記の削減通知書（様式18号）を速やかにハローワークへ提出する必要があります。
併せて、任意の様式にて、中止または削減に至った経過を書面に記し提出する必要があります。

②学校等への連絡

上記の通知を終えた後、当該求人の申込を行った（学校訪問等）学校への通知を行ってください。
職場見学後や応募後に中止または削減を行った場合には、該当の学校、生徒へより丁寧な説明をお願いします。

1 事業所の概要

① 事業所番号					-							-			
② 事業内容															
③ 従業員数	[企業全体]						人	[うち当該事業所]						人	
④ 資本金							億								万円
⑤ 他の事業所の所在地															
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]														
	[TEL]						[FAX]								
	[e-mail]						@								
⑦ 募集の中止・募集人員の削減理由															
⑧ 推薦依頼学校、求人情報を提供した学校等への対応状況															

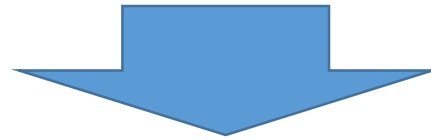
※募集人員の削減通知書（1枚目抜粋）



○選考時の健康診断について（ハンドブックP82）

原則として、応募時・採用試験当日・内定時のいずれの段階でも健康診断を実施することはできません。

→雇入れ時に適正配置・入社後の健康管理に役立てるために実施する場合のみ可



特別に検査が必要と認められる場合のみ実施可

必要な場合は…



- ・事前にハローワークに「その理由と専門医の意見等」（様式は任意）を添えて求人票を提出
- ・学校及び応募者に対して実施理由を十分説明し、理解を得る



高等学校進路指導主事、生徒からの声（お願い）

* 応募書類を送付しても、「採用選考」の日時に関する連絡が来ない（遅い）

生徒は、社会人となること（希望する会社に入社すること）に希望を抱くとともに、応募書類を送ったら、「どんな試験が行われるのだろうか」「面接でどんなことを聞かれるのだろうか」などと、心配しながら連絡を待っています。

一生に一度きりの「高卒者としての応募」であることをご理解いただき、できるだけ速やかに（1週間程度以内に）学校を通じて採用選考の日時等の連絡をお願いいたします。

* 採用選考結果の連絡が、なかなか来ない（遅い）

高校生は、10月末までは1人1社ずつしか応募できません。

採用選考の結果が遅いと、「採用されるのだろうか」という不安な気持ちで待つことしかできません。

また、次の会社に応募しようとしても長く待たされているため、ほとんどの求人の採用選考が終わってしまい、応募できる求人も少なくなる上、長く待った後の不採用のショックから、次の応募に時間がかかってしまう場合があります。

採用選考後は求人票に記載していただいた通知期日内で、採用選考の結果について、学校を通じて連絡をお願いいたします。



* 突然、求人票に記載のない試験をされると言われた

生徒は、求人票に記載してある採用選考の内容を見て応募するかどうかを考え、また応募にあたっては、少しでも自信を持って採用選考に臨めるように、求人票に記載された面接や作文の練習をしています。

しかし、採用選考日当日に突然、求人票に記載のない選考（適性検査や作文など）を実施された事例がありました。

生徒は選考内容に変更があると、ものすごく動揺します。中には、求人票に記載されているほかの内容、労働条件も実際と違うのではないかと、疑心暗鬼になる生徒もいます。

採用選考試験の内容は、決定したものを求人票に記載していただくとともに、万が一、求人内容（選考方法）を変更する場合は、速やかに当所学卒部門あてに、変更箇所について電話でご連絡いただくとともに、求人票を提出した高校に連絡してください。

* 登校日（特に行事、試験がある日）に内定式を行うので参加するように言われた

学生は、学業が本分です。内定式、制服の採寸、先輩社員との顔合わせ等に参加をさせる場合は、事前に学校に趣旨・目的を説明していただき、学校の了解のもと学校を通じて本人に案内を行ってください。

その際には、日時の設定について、学校行事等を考慮していただきますようお願いいたします。

なお、内定式等の行事に参加できないことを理由に本人に不利益となる扱いは絶対にあってはなりません。



*応募しようとしたら、「男子生徒を採用したい」と言われた

求人票の仕事内容だけではどのような仕事がよくわからなかったので、職場見学をし、自分にもできる仕事だと考えた上応募を希望したところ、男性を採用したいと言われたケースがありました。

業務によっては、重量物の運搬など体力的に女性が従事することは厳しく男性が多く従事している仕事や女性が多く従事している細かな作業等もあると思います。

しかしながら、**男性・女性ということを基準に応募を限定したり、採用選考を行うことは、男女雇用機会均等法に違反します。**

求人票の「仕事内容欄」をできるだけ詳しく記入していただき、どのような仕事をするのか、その仕事にはどのような人が向いているのか判断できるようにしてください。

また、職場見学の機会を設けていただき、生徒自身が実際に仕事内容を見た上で、自分にできる仕事かどうか、向いている仕事かなどを判断できるようにしてください。

*応募前見学を経て応募したのに、採用選考試験直前に「他校の生徒を採用することに決めた」と応募させてもらえなかった

事業所の了解のもと応募前見学を経て応募したのに、事業所の都合で応募の機会を与えられない生徒は「なんで？」と納得できないだけでなく、大きなショックを受けます。

公正な採用選考のためにも、広く門戸を開き、誰もが応募の機会を得られるよう配慮をお願いします。
もし、**事前に応募者があり採用を検討している場合は、その検討結果により採用枠がある場合のみ応募前見学や推薦応募を受け入れることを、事前に学校を通じて生徒に説明しておく必要があります。**



高校生に対する職業意識形成事業に係るご協力のお願い

富山県内の高等学校では、高校生の職業意識形成のため、インターンシップ等の事業を実施しています。

進路を考える生徒にとって、高校生のうちに地元企業の魅力を知ることにより、高校卒業後、大学等へ進学したとしても将来の就職先を検討する際の参考になります。

右記のアンケートについて、是非ご協力をお願いいたします！

高校生1、2年を対象としたインターンシップや職場見学等の受け入れに関するアンケート

本アンケートは、富山県教育委員会等に情報提供することを目的に実施しているものです。以下の設問において「受け入れ可能」とご回答頂いた場合、富山県教育委員会等へ情報（本アンケート結果）を提供させていただきます。（なお、既に受け入れ校が固定している場合など、他の学校への情報提供を希望されない場合や、受け入れ可能な日数や人数等については、「その他、留意事項」の欄に記入して下さい。）

アンケート回答はWEBからお願いします（7/31 まで）

URL : <https://site.mhlw.go.jp/form/pub/roudou16/2025is>



WEB回答ができない場合は、以下にご記入の上提出してください（7/31 まで）

ふりがな（ ）
貴事業所名： 所在地：
御担当者の所属： 氏名： 電話番号：

■貴事業所で高校1・2年生の職場体験活動・インターンシップの受け入れは可能ですか。

※当てはまる項目に○を付けて下さい。

1. 受け入れ可能（受け入れ済みを含む） 2. 現時点では受け入れ不可

※上記で1を選択された場合、下記について回答をお願いします。

■受け入れが可能と思われる時期すべてに「○」を付けて下さい。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

■これまでにインターンシップを受け入れたことはありますか。（あり ・ なし）

■普通科の生徒の受け入れは可能ですか。（受け入れ可能 ・ 受け入れ不可）

■体験可能な仕事の内容を具体的に記入して下さい。

■その他、留意事項等があれば記入をお願いします。

■貴事業所で高校1・2年生の職場見学（実際の業務風景の見学、業務内容の説明の受講）の受け入れは可能ですか。

※当てはまる項目に○を付けて下さい。

1. 受け入れ可能（受け入れ済みを含む） 2. 現時点では受け入れ不可

※上記で1を選択された場合、回答をお願いします。

■受け入れが可能と思われる時期すべてに「○」を付けて下さい。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

■普通科の生徒の受け入れは可能ですか。（受け入れ可能 ・ 受け入れ不可）

■見学や説明可能な仕事の内容を具体的に記入して下さい。

■その他、留意事項等があれば記入をお願いします。

ご協力ありがとうございました。富山新卒応援ハローワーク 電話 076-444-8305



新卒者の募集・採用選考につきまして
どうぞよろしくお願いいたします！

最後まで動画をご視聴いただき、ありがとうございました

